



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年12月25日(金) 第9863号

目次

ページ

告示

- 道路の区域変更(道路管理課) 2
- 道路の供用開始(同) 2
- 道路の区域変更(同) 2
- 道路の供用開始(同) 3
- 同 3
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る縦覧(都市計画課) 4
- 都市計画区域区分の変更に係る縦覧(同) 4
- 同 4
- 同 5
- 同 5

公告

- 指定管理者の指定の期間の変更(文化振興課) 5
- 同(健康福祉課) 6
- 同 6
- 同(障害政策課) 7
- 農業振興地域の区域変更(農業構造政策課) 7
- 同 8
- 同 8
- 同 9
- 同 9
- 指定管理者の指定の期間の変更(蚕糸園芸課) 9
- 指定管理者の指定(同) 10
- 指定管理者の指定の期間の変更(畜産課) 10
- 同(観光魅力創出課) 10
- 同 11
- 同(都市計画課) 11
- 同 12
- 指定管理者の指定(同) 12
- 同 13

公営企業公告

- 指定管理者の指定の期間の変更(団地課) 13
- 同 13
- 同 14
- 同 14

落札

- 落札者等の決定(建設企画課) 15

■ 告 示

◎群馬県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	144号	吾妻郡嬭恋村大字大笹字町屋入1858番の1地先から同郡同村大字同字長井1868番の4地先まで	前	7.8～16.5 8.0～18.9	434.8 521.9
			後	10.0～24.8 7.8～16.5 8.0～18.9	395.6 434.8 521.9
		吾妻郡嬭恋村大字大笹字町屋入1858番の1地先内	前	17.6～25.3	53.6
			後	19.1～25.8	55.4

◎群馬県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	144号	吾妻郡嬭恋村大字大笹字町屋入1858番の1地先内	令和2年12月25日

◎群馬県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	前橋安中富岡線	富岡市下高尾字岩鼻477番の1地先から同市同字同477番の6地先まで	前	15.6～20.4	7.7
			後	15.6～23.2	7.7
	下高尾小幡線	富岡市下高尾字岩鼻477番の1地先から同市同字同475番の6地先まで	前	10.3～25.4	73.6
			後	10.3～19.4	70.4

◎群馬県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋安中富岡線	富岡市下高尾字岩鼻477番の1地先から同市同字同477番の6地先まで	令和2年12月25日
	下高尾小幡線	富岡市下高尾字岩鼻477番の1地先から同市同字同475番の6地先まで	

◎群馬県告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋長瀬線	高崎市綿貫町字原北1693番の1地先から同市同字伊勢1617番の8地先まで	令和2年12月25日

◎群馬県告示第344号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 桐生都市計画、新里都市計画、太田都市計画、藪塚都市計画、館林都市計画及びみどり都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(東毛広域都市計画圏都市計画区域マスタープラン)
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所、群馬県桐生土木事務所、群馬県館林土木事務所、桐生市都市整備部都市計画課、太田市都市政策部都市計画課、館林市都市建設部都市計画課、みどり市都市建設部都市計画課、板倉町都市建設課、明和町都市建設課、千代田町都市整備課、大泉町都市建設部都市整備課及び邑楽町都市建設課

◎群馬県告示第345号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、前橋都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 前橋都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 前橋市の区域の一部。なお、前橋市西善町、中内町及び東善町の各一部を新たに市街化区域に編入する。
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計画課

◎群馬県告示第346号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、桐生都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 桐生都市計画区域区分

- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 桐生市の区域の一部。なお、桐生市相生町の一部を新たに市街化区域に編入し、同市同町の一部を新たに市街化調整区域に編入する。
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県桐生土木事務所及び桐生市都市整備部都市計画課

◎群馬県告示第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、太田都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 太田都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 太田市の区域の一部及び大泉町の全域。なお、太田市東金井町、東今泉町、別所町、脇屋町、沖野町、飯塚町、西矢島町、東矢島町、富若町、東新町、只上町、新田小金井町、新田上中町及び丸山町の各一部を新たに市街化区域に編入する。
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所、太田市都市政策部都市計画課及び大泉町都市建設部都市整備課

◎群馬県告示第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、館林都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 館林都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 館林市、板倉町、明和町、千代田町及び邑楽町の全域。なお、明和町田島、南大島、新里、斗合田、下江黒、上江黒、千津井及び矢島の各一部、千代田町大字上中森及び下中森の各一部並びに邑楽町大字中野及び光善寺の各一部を新たに市街化区域に編入する。
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所、館林市都市建設部都市計画課、板倉町都市建設課、明和町都市建設課、千代田町都市整備課及び邑楽町都市建設課

■ 公 告

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更した。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県民会館
 - (2) 所在地 前橋市日吉町一丁目10番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 群馬県民会館管理共同事業体
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市文京町二丁目20番22号
 - (3) 代表者の氏名 公益財団法人群馬県教育文化事業団 理事長 吉野勉
 - (4) 構成員の氏名 群馬県ビルメンテナンス協同組合 代表理事 塚田且美
- 3 指定の期間
変更前 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
変更後 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更した。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県社会福祉総合センター
 - (2) 所在地 前橋市新前橋町13番地の12
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 指定管理者の代表者
 - ア 名称 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団
 - イ 主たる事務所の所在地 前橋市新前橋町13番地の12
 - ウ 代表者の氏名 理事長 塚越日出夫
 - (2) 指定管理者の構成者
 - ア 名称 群馬県ビルメンテナンス協同組合
 - イ 主たる事務所の所在地 前橋市問屋町一丁目8番地6
 - ウ 代表者の氏名 代表理事 塚田且美
- 3 指定の期間
変更前 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで
変更後 平成30年4月1日から令和4年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更した。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県福祉マンパワーセンター
 - (2) 所在地 前橋市新前橋町13番地の12
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 社会福祉法人群馬県社会福祉協議会
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市新前橋町13番地の12
 - (3) 代表者の氏名 会長 川原武男
- 3 指定の期間
 - 変更前 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで
 - 変更後 平成30年4月1日から令和4年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更した。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県立障害者リハビリテーションセンター
 - (2) 所在地 伊勢崎市波志江町3030番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市新前橋町13番地の12
 - (3) 代表者の氏名 理事長 塚越日出夫
- 3 指定の期間
 - 変更前 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで
 - 変更後 平成30年4月1日から令和4年3月31日まで

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条の規定により、前橋農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の前橋農業振興地域は、前橋市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和2年群馬県告示第345号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域
- 2 都市計画用途地域の変更の告示（平成20年前橋市告示第177号）後の都市計画法に基づく用途地域
- 3 都市計画用途地域の変更の告示（平成8年富士見村告示第59号）後の都市計画法に基づく用途地域
- 4 河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項及び第6条第1項の規定による一級河川利根川の河川区域

- 5 川曲町、元総社町及び鳥羽町のうち、上記1に該当する区域以外の区域
- 6 平成16年12月4日現在の宮城村及び平成21年5月4日現在の富士見村の区域のうち、国有林野の全域及び県有林の全域
- 7 三夜沢町字上十二、字十二、字境内、字硯石及び字櫃石の区域、柏倉町字小穴及び字大穴2222番地の区域、苗ヶ島町字大師沢、字神東原、字東沢、字滝沢並木、字柵形2454、2458、2459、2462、2465、2467、2471から2473まで、2475、2478、2479、2501、2503から2508まで、2510から2514まで、2516から2520まで、2523から2526まで、2527の1、2527の2及び2528、字大畑2259から2264まで、2301、2721及び2817、字新並木2646及び2647、字三角原2051の2及び2051の3、字片並木2054の2並びに字向松並木2052の1及び2052の5番地の区域並びに鼻毛石町字谷源地1952、1976、1977、1979、1981、1985から1987まで、1997、1998、2002、2003及び2610、字東半木801の2及び1849の27、字菅広812から815まで、816の1、816の3、816の4、818及び819、字西半木1848の2並びに字片並木1851の2番地の区域
- 8 平成16年12月4日現在の粕川村の区域のうち、国有林野の全域
- 9 富士見町小暮字東新地2425の1、字新山2438の1、字西新山2409及び字新地2420の1番地の区域
- 10 富士見町赤城山1467、1932の2、1935、2036、2083及び2103番地の区域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、太田農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の太田農業振興地域は、太田市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和2年群馬県告示第347号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域
- 2 平成17年3月27日現在の太田市の区域のうち、河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項及び第6条第1項の規定による一級河川利根川及び渡良瀬川の河川区域
- 3 昭和32年建設省告示第775号による都市計画法第11条第1項第2号の規定による太田都市計画公園第1号公園（東山公園）及び第2号公園（西山公園）の区域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、明和農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の明和農業振興地域は、邑楽郡明和町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和2年群馬県告示第348号）後の都市計画法（昭和43年法律

第100号)に基づく市街化区域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、千代田農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の千代田農業振興地域は、邑楽郡千代田町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和2年群馬県告示第348号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、邑楽農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の邑楽農業振興地域は、邑楽郡邑楽町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和2年群馬県告示第348号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更した。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 ぐんまフラワーパーク
 - (2) 所在地 前橋市柏倉町2471番地7
 - 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社ぐんまフラワー管理
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市柏倉町2471番地7
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 石橋照夫
 - 3 指定の期間
 - 変更前 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
 - 変更後 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
-

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県立日本絹の里
 - (2) 所在地 高崎市金古町888番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 公益財団法人群馬県蚕糸振興協会
 - (2) 主たる事務所の所在地 高崎市金古町888番地1
 - (3) 代表者の氏名 理事長 茂木一義
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更した。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県馬事公苑^{えん}
 - (2) 所在地 前橋市富士見町小暮2425番地
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 公益財団法人群馬県馬事公苑
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市富士見町小暮2425番地
 - (3) 代表者の氏名 理事長 青木孝
- 3 指定の期間
 - 変更前 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで
 - 変更後 平成30年4月1日から令和4年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更した。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 利根川河川境運動場
 - (2) 所在地 伊勢崎市境平塚地先
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 名称 伊勢崎市
 - (2) 主たる事務所の所在地 伊勢崎市今泉町二丁目410番地
 - (3) 代表者の氏名 伊勢崎市長 五十嵐清隆
- 3 指定の期間
- 変更前 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
- 変更後 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更した。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 烏川河川玉村運動場
 - (2) 所在地 佐波郡玉村町大字角瀬地先
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 玉村町
 - (2) 主たる事務所の所在地 佐波郡玉村町大字下新田201番地
 - (3) 代表者の氏名 玉村町長 石川眞男
- 3 指定の期間

変更前 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

変更後 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更した。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 敷島公園
 - (2) 所在地 前橋市敷島町地内外
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び構成者の氏名
 - (1) 名称 敷島パークマネジメントJV
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市千代田町二丁目12番地1
 - (3) 代表者の氏名 株式会社オリエンタル群馬 代表取締役 中埜智親
 - (4) 構成者の氏名 株式会社オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役社長 野崎秀則
シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石崎健太
株式会社富士植木 代表取締役 成家岳

3 指定の期間

変更前 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで

変更後 平成30年4月1日から令和4年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更した。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

1 公の施設の名称及び所在地

(1) 名称 金山総合公園

(2) 所在地 太田市長手町地内

2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び構成者の氏名

(1) 名称 山梅・ケービックスグループ

(2) 主たる事務所の所在地 太田市上小林町226番地

(3) 代表者の氏名 株式会社山梅 代表取締役社長 山田通明

(4) 構成者の氏名 ケービックス株式会社 代表取締役 井上哲孝

有限会社東洋スポーツ 代表取締役 山之内秋子

3 指定の期間

変更前 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで

変更後 平成30年4月1日から令和4年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

1 公の施設の名称及び所在地

(1) 名称 観音山ファミリーパーク

(2) 所在地 高崎市寺尾町地内

2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) 名称 特定非営利活動法人KFP友の会

(2) 主たる事務所の所在地 高崎市寺尾町1064番地30観音山ファミリーパーク内

(3) 代表者の氏名 理事長 高田博一

3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 多々良沼公園
 - (2) 所在地 館林市松沼町地内ほか
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 JA 邑楽館林千代田町緑化組合
 - (2) 主たる事務所の所在地 邑楽郡邑楽町狸塚377番地5
 - (3) 代表者の氏名 組合長 高橋修一
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

■ 公営企業公告

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更した。

令和2年12月25日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 玉村ゴルフ場
 - (2) 所在地 佐波郡玉村町大字角淵5006番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社三商
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋人形町一丁目3番6号
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 吉田利治
- 3 指定の期間
 - 変更前 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
 - 変更後 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更した。

令和2年12月25日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 前橋ゴルフ場
 - (2) 所在地 前橋市川原町一丁目42番地4
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 名称 久松商事株式会社
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市北代田町691番地
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 久松一夫
- 3 指定の期間
- 変更前 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
- 変更後 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更した。

令和2年12月25日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 板倉ゴルフ場
 - (2) 所在地 邑楽郡板倉町大字板倉777番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 東急リゾート&ステイ株式会社
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 田中辰明
- 3 指定の期間

変更前 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

変更後 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更した。

令和2年12月25日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 新玉村ゴルフ場
 - (2) 所在地 佐波郡玉村町大字川井1065番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 金井興業株式会社
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市鳥羽町36番地1
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 清水英樹
- 3 指定の期間

変更前 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

変更後 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年12月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 ぐんま電子入札共同システム開発・運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県県土整備部建設企画課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年10月30日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 日本電気株式会社群馬支店 群馬県前橋市表町二丁目9番9号
- 5 随意契約に係る契約金額 717,654,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111